



平成 21 年 10 月 16 日

各 位

会社名 株式会社 さいか屋  
代表者名 代表取締役社長 岡本 康英  
(コード番号 8254 東証第2部)  
問合せ先 本社経理部長 木村 信  
(TEL. 044-211-3157)

## 事業再生 ADR 手続のスケジュール変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 8 月 4 日付「事業再生 ADR 手続の正式申請及び受理ならびに事業再生計画（案）の概要に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と抜本的な財務体質の改善を図るため、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下、「事業再生 ADR 手続」という）による事業再生を目指し、現在、公正中立な立場から事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただきつつ、全お取引金融機関と事業再生計画案の協議を進めております。こうした中、今般、事業再生計画案のさらなる充実が可能な要素が現出したため、事業再生計画案を確定させるためには、今暫く時間を要する見通しであります。

これらの状況を踏まえ、平成 21 年 10 月 16 日（本日）開催の第 2 回債権者会議におきまして、これまでの経過報告をおこないました。また、平成 21 年 11 月 13 日および平成 21 年 12 月 28 日に修正版事業再生計画案等の協議のための債権者会議（第 2 回債権者会議続会および再続会）を、平成 22 年 2 月 1 日に事業再生計画案の決議のための債権者会議を開催することをご承認いただきました。

当社といたしましては、引き続き全お取引金融機関と協議を進め、実行可能性のある内容で修正版事業再生計画を確定させて、決議のための債権者会議において全お取引金融機関の合意により事業再生 ADR 手続を成立させることを目指してまいります。

事業再生 ADR 手続の変更後のスケジュールは、以下を予定しております。

平成 21 年 10 月 16 日	第 2 回債権者会議 第 2 回債権者会議の期日の続行および再続行、第 3 回債権者会議の期日の変更に関する決議
平成 21 年 11 月 13 日予定	第 2 回債権者会議の続会 追加 DIP ファイナンスに関する審議及び決議
平成 21 年 12 月 28 日予定	第 2 回債権者会議の再続会 修正版事業再生計画案の協議
平成 22 年 2 月 1 日予定	第 3 回債権者会議 修正版事業再生計画案の決議

当社は、事業再生 ADR 手続により、不退転の決意を持って抜本的な事業再生に取り組んでいるところでございますので、関係者の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上